

法人情報の変更 提出書類一覧（総合事業）

■届出について

- 法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります**。同一法人の下に複数の総合事業における指定事業所がある場合、一事業所からの届出をもって他の全ての事業所からの届出とみなします（**事業所一覧の添付必須**）。また、他の市町村にも同一法人の運営する指定事業所がある場合、当該事業所については、所轄する行政庁にも別途届出が必要となります。
- 届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- 届出方法が郵送の場合でも、ある事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合には、来庁して一括で届出てください。（例：事業所移転に伴う管理者の変更等）
- なお、届出方法が郵送となっている場合であっても、**届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります**。また、届出方法は郵送となっている届出については、窓口を持参していただいても結構です。
- 変更内容によってはメール提出が可能な場合があります。メールでの提出をご希望の場合はご相談ください。

■提出書類

- 内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
法人の名称 法人所在地	☐ 変更届出書（様式第三号（一）） ☐ 履歴事項全部証明書（原本）※1 ☐ 事業所一覧（参考様式11） ☐ 変更届・介給届連絡票、定型封筒（切手貼付）※2 ●法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。 吸収合併、事業譲渡等により 事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要 となります。 変更届では処理できません 。運営法人が変更となる場合は必ず 事前にご相談ください	郵 送	※1:現在事項証明書は不可。他市町村所在の事業所については写しでも可。（原本証明要） ※2: 変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。変更届の内容審査後、変更受付票を郵送にてお返しします。市役所まで受け取りにお越しただける場合は定型封筒（切手貼付）の提出は不要です。
代表者の氏名、生年月日及び住所	☐ 変更届出書（様式第三号（一）） ☐ 履歴事項全部証明書（原本のみ）※1 ☐ 事業所一覧（参考様式11） ☐ 誓約書（標準様式5）※3 ☐ 変更届・介給届連絡票、定型封筒（切手貼付）※2 ◆代表者の届出は、変更届出書に代表者のふりがなを必ず明記してください。	郵 送	※3:法人代表者の住所のみが変更となる場合は誓約書は不要です。

【法人の連絡先の変更について】

法人の電話番号、FAX 番号に変更があった場合は、法令上の届出事項ではありませんが、以下のとおり連絡をお願いします。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
法人の連絡先 （TEL 及び FAX）	☐ 変更届出書（様式第三号（一）） ☐ 事業所一覧（参考様式11）	郵 送	変更届出書以外の様式を用いて連絡することをご希望の場合は、下記問合せ先までご相談ください。

（問合せ先） 柏原市福祉こども部福祉指導監査課 TEL 072-971-5202（直通）